

第15号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提出者 文京区教育委員会
教育長 佐藤 正子

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第二項第一号の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第七条第一項の規定による認定を受けている扶養親族（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）のうち同条例第十一条第二項第四号に掲げる者（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第七条第二項第一号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合その他これに準ずる場合にあつては、平成三十一年度限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第六条（略） （扶養親族の認定等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の場合において、委員会は、次の各号に掲げる者を条例第十条第二項に規定する扶養親族として認定することができない。</p> <p>一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額<u>百三十万円</u>以上である者</p> <p>二・三（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>第八条～第二十条（略）</p> <p>付 則 （施行期日） 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第二項第一号の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の幼稚園教育職員の給与に</p>	<p>第一条～第六条（略） （扶養親族の認定等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の場合において、委員会は、次の各号に掲げる者を条例第十条第二項に規定する扶養親族として認定することができない。</p> <p>一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額<u>百四十万円</u>以上である者</p> <p>二・三（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>第八条～第二十条（略）</p>

関する条例施行規則第七条第一項の規定による認定を受けている扶養親族（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）のうち同条例第十一条第二項第四号に掲げる者（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第七条第二項第一号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合その他これに準ずる場合にあつては、平成三十一年度限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。